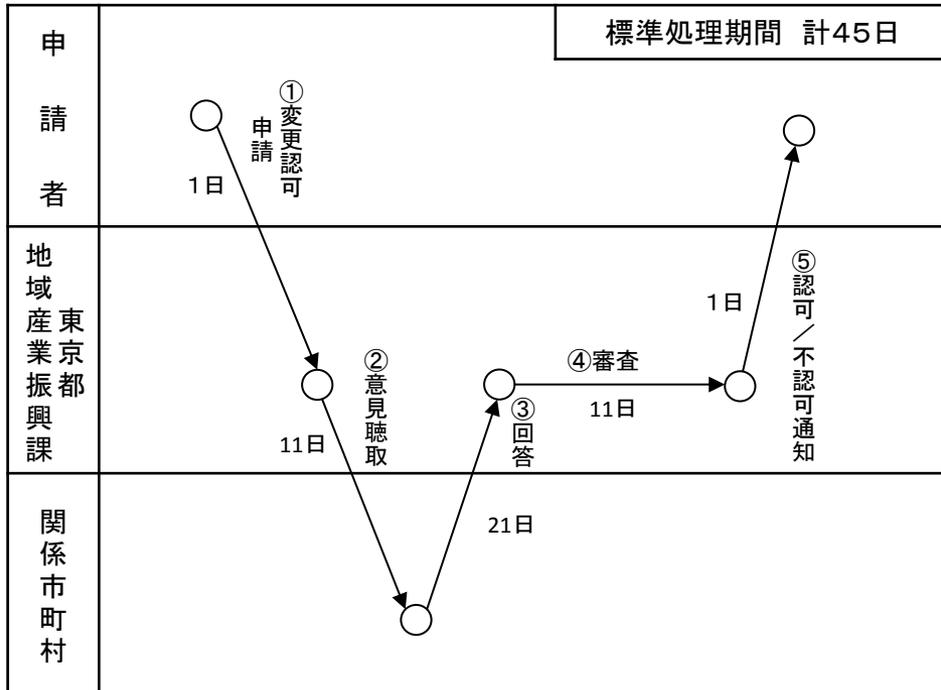


事務処理フロー図

事務名 岩石採取計画の変更認可(採石法第33条の5)

作成部署 産業労働局商工部地域産業振興課

<事務処理フロー図>



<事務処理フロー図の説明>

項番	項目	説明
①	変更認可申請	【窓口受付】 〒198-0036 青梅市河辺町六丁目4番1号 青梅合同庁舎 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 砂利採石担当
②	意見聴取	変更認可申請を行った採石場の関係市町村長に対する変更計画の妥当性についての意見聴取
③	回答	②の意見聴取に関する回答
④	審査	変更計画の妥当性について総合的に審査
⑤	認可/不認可通知	④を踏まえた認可又は不認可の通知

【認可の基準】～採石法第33条の4～

「都道府県知事は、第33条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。」

★採取計画の内容だけでなく、岩石採取場の位置、付近の環境、自然の状況等との関連から、ケースバイケースに判断される。

【提出書類】～採石法施行規則第8条の16～

- (1) 以下の事項を記載した申請書
 - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - イ 登録の年月日及び登録番号
 - ウ 変更の内容及びその理由
- (2) 添付書類
 - 採石法施行規則第8条の16第2項に定められた書類